

Ⅱ. 整備に関する行政情報

1. 整備に関する行政情報の提供

(1) 自動車点検基準の改正（令和3年10月1日施行）について

【点検基準の改正概要】

○各構造装置の摩耗・損傷といった外観を点検する項目が主だった点検基準を、電子制御装置の状態が点検できるよう「車載式故障診断装置の診断の結果」をその他の点検箇所の点検項目に追加。

- ◆ 記録簿の「その他」の点検箇所に「車載式故障診断装置の診断の結果」を追加
- ◆ 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車に適用
- ◆ 1年（12ヶ月）毎の点検
- ◆ 点検は原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）に限定

《国土交通省HP特定整備制度概要より》

点検基準の見直し

- ・ OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「OBD（車載式故障診断装置）の診断の結果」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

<点検の対象となる警告灯>

- ・ 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）

<点検の実施方法>

- ・ イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。（ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。）

<整備の実施方法>

- ・ 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

- 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、点検基準の施行は、特定整備制度の施行から1年半後の令和3年10月1日に施行
- 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するのかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

【点検実施方法】

○スキャンツールを用いる場合

- ◆ スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることにより点検する。

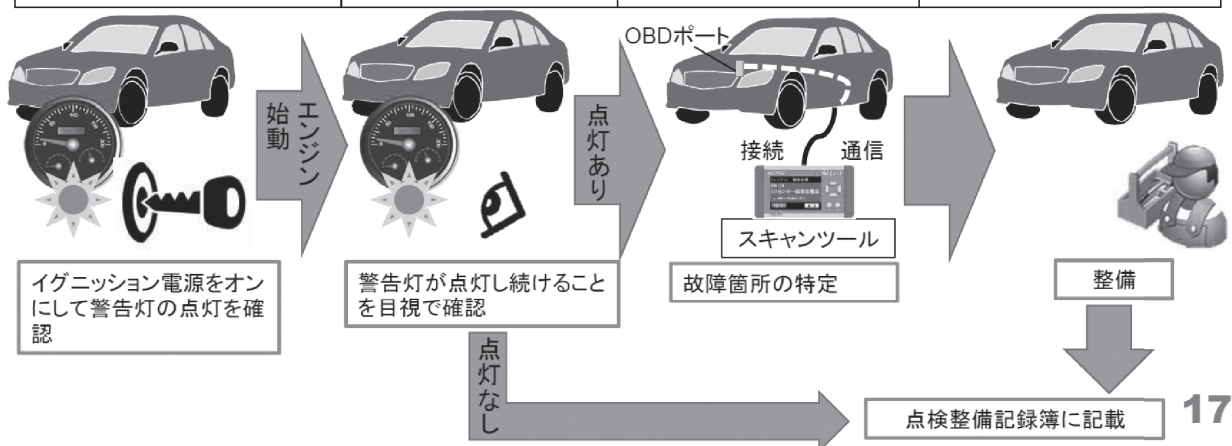
○識別表示を用いる場合

- ◆ イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認した上で、原動機を始動させ、診断の対象となる識別表示が点灯又は点滅し続けな
いかを目視により点検する。
- ◆ ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うことと
されている場合には、その方法により点検する。

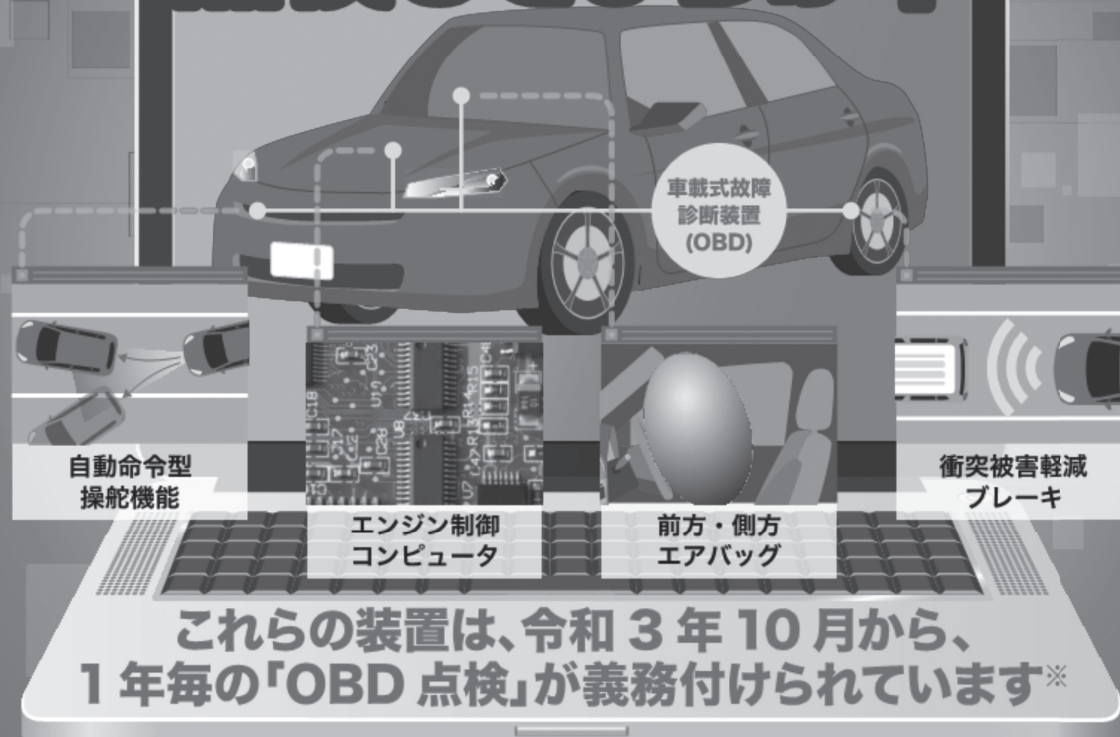
《国土交通省ＨＰ特定整備制度概要より》

(参考)点検整備の流れ

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討



くるまのコンピュータ 点検してますか？



※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外

OBD点検の概要



「スキャンツール」をOBDポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況（故障コード）を読み出します。これにより、装置が正常に作動しているかを確認することを、「OBD点検」と呼んでいます。

「車載式故障診断装置 (OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは…

OBD に記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であることを確認する機器。

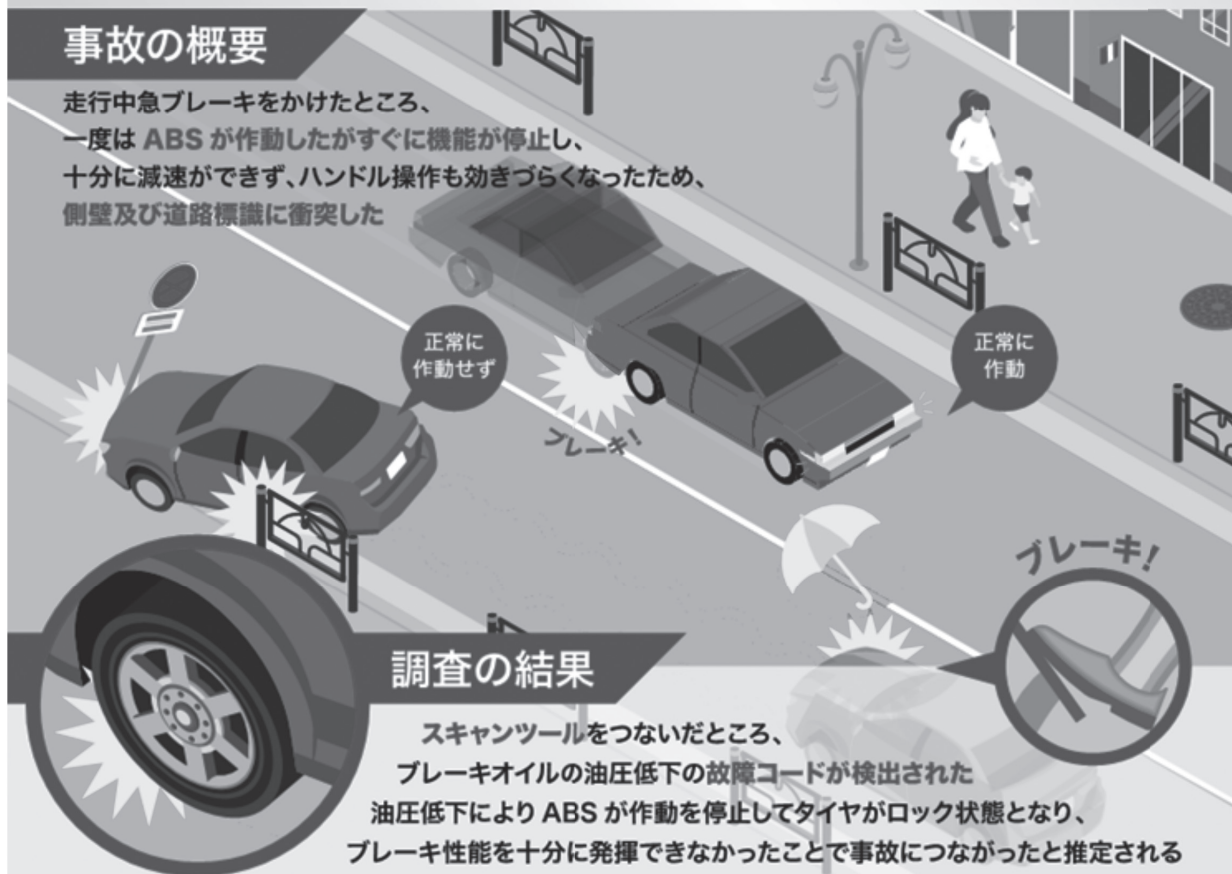


エンジンや ABS※等、従来から搭載されている装置も、ほとんどが電子的に制御・管理されるようになっていますが、装置の不具合により下記のような事故が起きています

※ABS(アンチロックブレーキシステム)は、急ブレーキの際にタイヤが完全に止まり滑って制御が効かない状態(ロック状態)になるのを防ぐため、ブレーキにかかる油圧(効き具合に直結)をコンピュータで制御するシステムのこと

事故の概要

走行中急ブレーキをかけたところ、一度は ABS が作動したがすぐに機能が停止し、十分に減速ができず、ハンドル操作も効きづらくなったため、側壁及び道路標識に衝突した



調査の結果

スキャンツールをつないだところ、ブレーキオイルの油圧低下の故障コードが検出された。油圧低下により ABS が作動を停止してタイヤがロック状態となり、ブレーキ性能を十分に発揮できなかったことで事故につながったと推定される



このような不具合は、OBD 点検により事前に検知し、整備することが可能です。地方運輸局の認証を受けた整備工場でスキャンツールを使用した

OBD 点検を受けましょう!

※診断の対象となる識別表示を目視により点検する方法でも可能

認証を受けていることを示す看板



ご不明点があれば、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



国土交通省

協力：自動車点検整備推進協議会

〇OBD 点検のことが詳しくわかります。



(2) OBD検査について

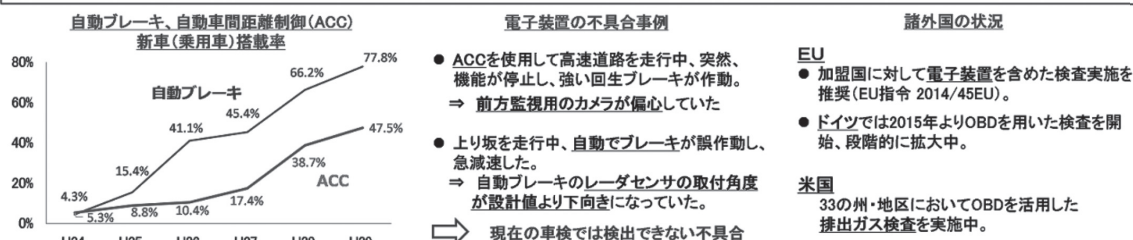
【概要】

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車種への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、令和6年10月から、自動車の検査（車検）において、衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始することとしております。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法のあり方検討会報告書(概要)

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。



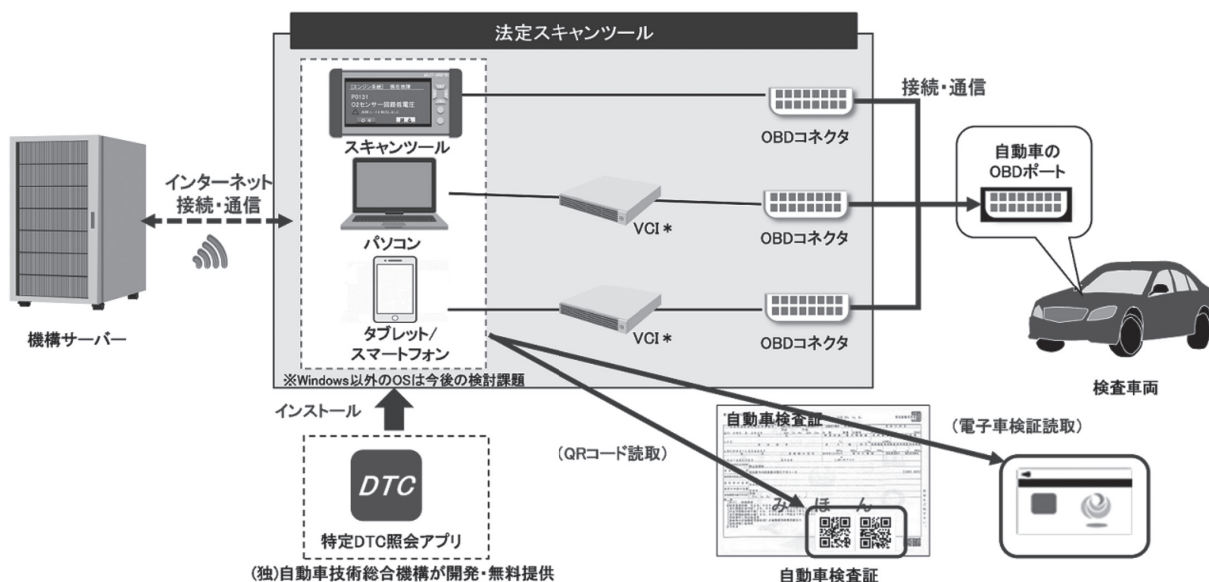
車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法



OBD検査に用いる「法定スキャンツール」の機能

- 機構が開発して無料で提供する「特定DTC照会アプリ」をインストールして動作すること。
※ スキャンツールの他、VCI(Vehicle Communication Interface)をセットしたパソコンやタブレット/スマートフォンでも可。
- 自動車検査証のQRコードや電子車検証を読み取る等により、検査車両を特定すること。
- 自動車のOBDポート(16ピン)を介して自動車のECUに接続し、記録された故障コード(DTC)を読み出すこと。
- 特定DTC照会アプリの機能により、インターネットを介して機構サーバーに接続し、DTC情報の送信・判定結果の受信等を行うこと。

※「法定スキャンツール」として使用するためには、技術基準に適合することについて型式認定を受ける必要がある。



OBD検査の流れ

OBD検査の準備

- 検査に使用する法定スキャンツールに最新の「アプリ」をインストールしておくこと。(アプリは機構HP等で無料ダウンロード)。
- 法定スキャンツールを検査車両に接続すること。

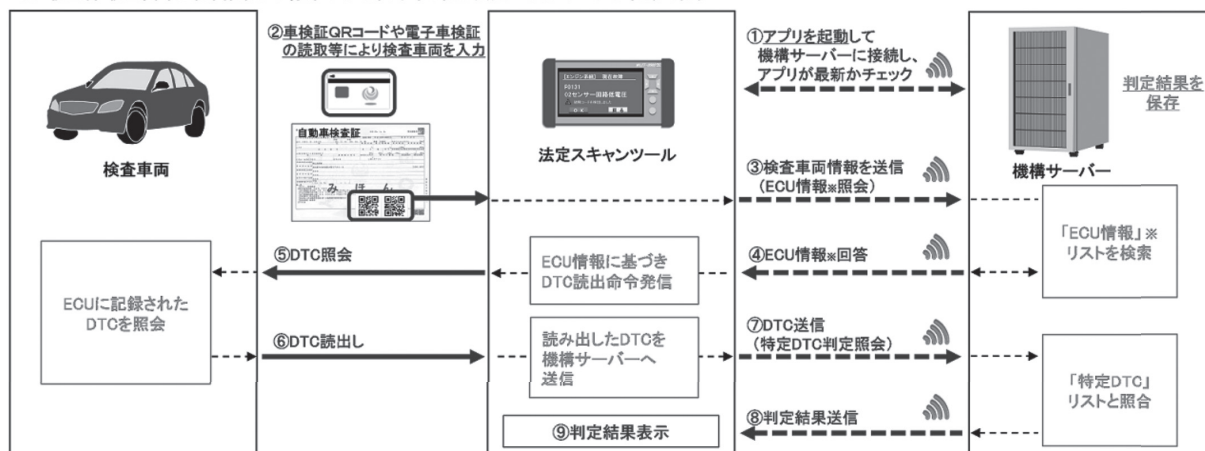


全国の子検校場((独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会)、整備工場

※ 検査官・検査員等が行う作業は下線部のみであり、その他は法定スキャンツールが自動で行う

(インターネット)

(独)自動車技術総合機構



※ ECU情報: 車両のコンピュータ(ECU)から故障コード(DTC)を読み出すために必要な技術情報(ECU番号、通信規格など)

(3) 道路運送車両法施行規則等の改正について

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年5月20日

自動車局

自動車情報課・整備課

道路運送車両法施行規則等の改正について

～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～

電子化された自動車検査証(以下「電子車検証」という。)の券面記載事項やICタグの記録事項、記録等事務の委託手続等を定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令が本日公布されました。

1 背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号。以下「改正法」という。)により、令和5年1月から自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務(以下「特定記録等事務」という。)及び自動車検査証の変更記録に関する事務(以下「特定変更記録事務」という。)を国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託する制度(以下「記録等事務委託制度」という。)が創設されました。改正法の施行に伴い、電子車検証の記載事項等や記録等事務の委託手続等を定めました。【別紙1】

2 概要

(1) 電子車検証の記載事項等【別紙2～4】

電子車検証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載されます。一方、ICタグの記録事項は、自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等となります。ICタグの記録情報の書き換えのみの場合(継続検査等の申請がオンラインの場合に限る。)、運輸支局等へ出頭を不要とすることが可能になります。

※ 自動車検査証の電子化とあわせて、ICタグに記録された車検証情報をスマートフォンやパソコンで閲覧あるいはPDF等で出力できるよう、令和5年1月より「車検証閲覧アプリ」を提供します。「車検証閲覧アプリ」をインストールしたユーザーに対しては、自動車検査証の有効期間の更新時期をお知らせするサービス等を提供する予定です。

(2) 記録等事務の委託手続等【別紙5】

特定記録等事務等の委託を受けようとする者は、申請書等を運輸支局長等に提出すること、記録等事務代行者の要件、運輸支局長等から自動車検査証への記録等に必要な事項の通知、通知を受けた記録等事務代行者が講じる措置等を規定しています。

3 スケジュール

公布：令和4年5月20日(金)

施行：令和4年5月23日(月)(記録等事務の委託申請受付開始)

令和5年1月1日(日)(自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係)

【問い合わせ先】

- 自動車検査証の記載事項及び特定記録等事務(継続検査)の委託について
国土交通省自動車局整備課 姉川、野村 03-5253-8111(内線 42424)
- 特定変更記録事務(変更登録)の委託について
国土交通省自動車局自動車情報課 道祖土、高橋、林 03-5253-8111(内線 42114)

※別紙1、別紙2及び別紙5省略

【別紙3】自動車検査証の券面記載事項とICタグ記録事項 国土交通省

＜券面記載事項＞

- | | | | |
|-------------------|-----------------|--------------------------------------|--------------|
| ● 自動車登録番号／車両番号 | ● 車台番号 | ● 交付年月日 | ● 使用者の氏名又は名称 |
| ● 車名・型式 | ● 型式 | ● 自動車の種別 | ● 長さ／幅／高さ |
| ● 車体の形状 | ● 原動機の型式 | ● 燃料の種類 | ● 総排気量又は定格出力 |
| ● 自家用・事業用の別 | ● 用途 | ● 乗車定員／最大積載量 | ● 車両重量／車両総重量 |
| ● 軸重（前前・前後・後前・後後） | ● 初度登録年月／初度検査年月 | ● 車両識別符号（車両ID）※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与 | |

備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- | | | |
|---------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| ● 牽引重量又は第五輪荷重 | ● 被牽引自動車である旨 | ● 保安上の技術基準についての制限の内容（乗車定員等の制限） |
| ● 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨 | ● 保安基準の緩和をした自動車である旨 | ● 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨 |
| ● 保安基準の緩和をした自動車である旨 | ● タンク自動車の積載物品名 | ● タンク自動車の積載物品名 |
| ● 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨 | ● タンク自動車の積載物品名 | ● 青色防犯灯を備える自動車である旨 |
| ● 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨 | ● 青色防犯灯を備える自動車である旨 | ● 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨 |
| ● 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量 | ● 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨 | |
| ● 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨 | | |
| ● 牽引自動車である旨 | ● キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨 | |

＜券面非表示事項（ICタグのみ）＞

現行の車検証情報はICタグに全て記録

汎用のカードリーダーで読取可能（読取機能付きスマートフォンにも対応）

- | | | | |
|---------------|-------------|----------|------------|
| ● 自動車検査証の有効期間 | ● 所有者の氏名・住所 | ● 使用者の住所 | ● 使用の本拠の位置 |
|---------------|-------------|----------|------------|

備考欄情報

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ● 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式 | ● 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容 |
| ● 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容 | ● 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容 |
| ● 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式 | ● キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量 |

3

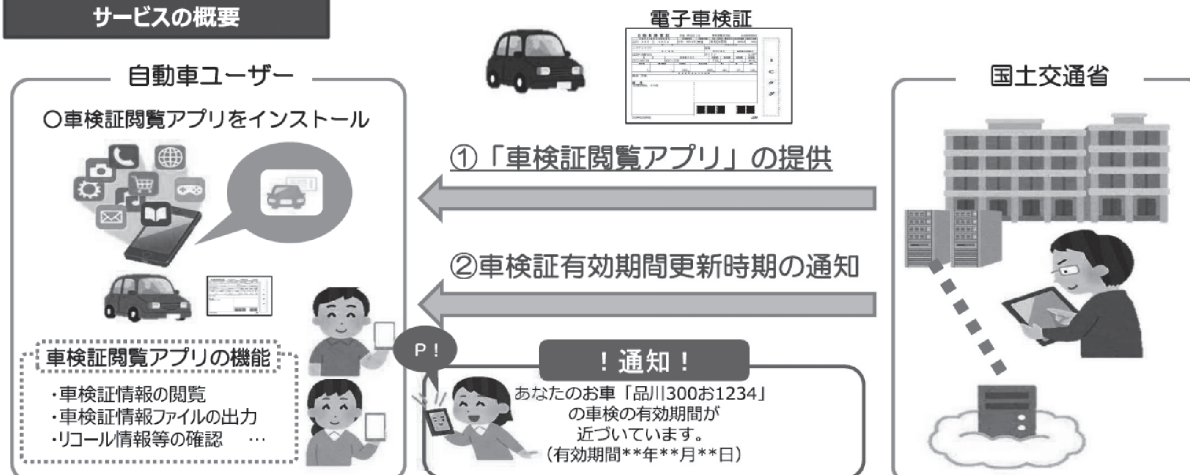
【別紙4】車検証閲覧アプリの概要 国土交通省

- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、**車検証閲覧アプリ**を活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力（PDF等）や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
- また、**車検証閲覧アプリ**をインストールしたユーザーには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月～	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

サービスの概要



4

【参考資料】

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる！



A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要



電子車検証特設サイト



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストールはこちら

※アプリはWindowsPC用デスクトップアプリ、モバイルアプリがございます。
詳細は下記特設サイトよりご確認ください。



事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



(4) 自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました

～ 点検7項目について見直し ～

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年3月31日

自動車局整備課

自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました

～ 点検7項目について見直し ～

近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両が増加していることなどを踏まえ、OBDを活用した点検方法の導入等、自動車の定期点検の項目及び方法について改正を行います。

1. 改正の概要

(1) 「自動車点検基準」（昭和26年運輸省令第70号）の一部改正

自動車の定期点検項目のうち「点火時期」及び「ディストリビュータ¹のキャップの状態」について、点検を行わなくともよいこととしました（ただし、ディストリビュータを有する自動車及び二輪自動車については、今後も点検が必要）。

(2) 「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正

以下の5つの定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBDを活用した点検方法等も認めることとしました。

点検項目		点検の方法
駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、OBDを活用した確認を行うこととする
トランスミッション ² 、トランスファ ³	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみの確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ ⁴ の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ ⁵ の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、OBDを活用した確認も可とする

2. スケジュール

公 布：令和5年3月31日（本日）

施 行：令和5年7月1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤埴、渡部
Tel03-5253-8111（内線 42412, 42413）
Tel03-5253-8599（直通）

¹ 高電圧の電気を点火プラグに配電し、点火時期を制御する装置

² 走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置

³ 四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置

⁴ 燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置

⁵ 燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

2. その他の整備に関連する情報提供

(1) 不正改造車を排除する運動

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年5月30日
自動車局整備課
車両基準・国際課

6月は、「不正改造車を排除する運動」の強化月間です！

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体^{※1}と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月1日から始まり^{※2}、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取り組みを行います。

※1 別紙1に記載； ※2 強化月間…6月：運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ポスター及びチラシ（別紙2～4）等の貼付、配布及びSNS等への掲載等により、積極的に広報を実施。
- 全国のバス事業者の協力（別添5）による、バス車両前面への広報横断幕の掲示。

2. 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

- 警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を全国各地で実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

3. 不正改造車に関する情報収集等

- 運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置し、通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求める。

バス車両へ広報横断幕の掲示



電光掲示板を活用した広報



不正改造車を排除する街頭検査の実施



【問い合わせ先】自動車局整備課 杉本・渡部（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）

03-5253-8599（直通）

自動車局車両基準・国際課 河村・伊藤（排出ガス等の基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42522）

03-5253-8604（直通）

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局等にお問い合わせください。

別紙1～2及び別紙4～6省略

 このような改造は不正改造です。



不正改造を
実施した者
6カ月以下の懲役
又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

[illegible]

www.tenken-seibi.com

基準不適台マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が增大し、近隣住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因になります。

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け



適切なタイプライターやホイルを
使用しなければ、車体に接
触したり、ブレーキ調整など
と干渉します。

[illegible]

車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

A diagram of a truck with a crane arm. The crane arm is labeled 'A' and is shown in a dashed outline. A dashed line labeled 'B' indicates the path of the crane arm's rotation.

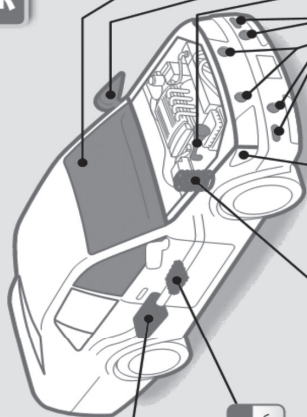
外置铰链 隐藏式门封

不正改造チェック項目

乗用車

乗用車・貨物車共通

貨物車



- 消音器**
- 内燃機関を駆動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか
- 触媒装置**
- 触媒等が取り外されていないか

- サスペンション**
- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

- 車輪灯**
- 白色であるか (方向指示灯、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい)
- ※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車輪灯が同一色でなければならない。

- 番号灯**
- 白色であるか
- 尾灯**
- 赤色であるか
- 制動灯**
- 赤色であるか
- 方向指示器**
- 橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか
- 後部反射器**
- 赤色であるか

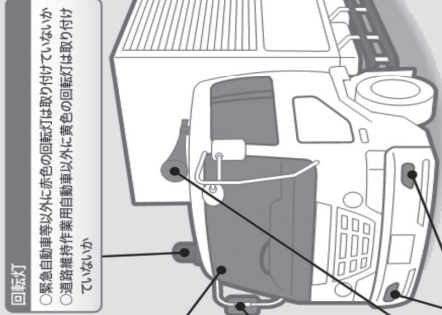
- ウイング**
- 側方への変形形状を有していないか
 - 燃率に釣り付けられているか
 - 鋭い突起がないか
 - その付近の露外縁、前後端とならないか、等



- タイヤ**
- 回転部分と車体からはみだしていないか
- 直前直左確認鏡**
- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

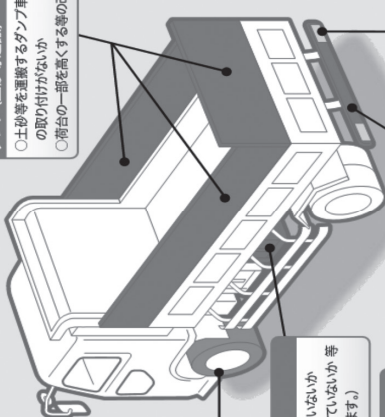
- シートベルトリマインダー**
- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置 (シートベルトリマインダー) の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか
- 前面ガラス、運転席席及び助手席の窓ガラス**
- 特定以外のステッカー貼付をしていないか
 - 前面ガラス等に透明板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で、の可視光線透過率が70%未満のものとは不可
- バックミラー**
- 鏡利な突起がないか
 - 走行等に接した場合に衝撃を緩和できる構造であるか
- 警告器**
- 音量や音色が常に一定であるか

- 前部霧灯**
- 白色又は淡黄色であるか
 - 同時に3個以上点灯しないか
- その他の灯火 (ディライト)**
- 赤でないか
 - 点滅しないか
 - 光度300cd以下であるか

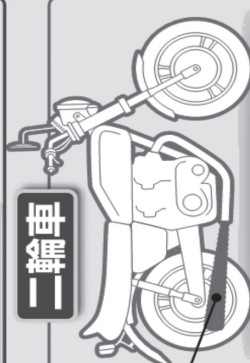


- 回転灯**
- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
 - 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか
- ディーゼル車の原動機**
- 黒煙汚染度は基準内であるか
- 巻き込み防止装置**
- 普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

- ダンプ (土砂等運搬)**
- 土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
 - 荷台の一部を高くする等の改造がないか



- 二次梁装**
- 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
 - 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか、等 (構造等変更検査の手続きが必要になります。)
- 速度抑制装置 (スピードリミッター)**
- 走行速度が90km/hを超えないよう燃料の供給を調整し、かつ、速度制御を円滑に行えるか
 - 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の目やすい位置及び車両の後面に貼付されているか
- 突入防止装置**
- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか
- 大型後部反射器**
- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか



- 消音器**
- 内燃機関を駆動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか
- 触媒装置**
- 触媒等が取り外されていないか

不正改造は犯罪です!

不正改造の罰則等

1. 不正改造等の禁止（道路運送車両法第 99 条の 2）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の懲罰が科せられます。

2. 整備命令等

（1）整備不良に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条）

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、その使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために、必要な整備を行うことを命ずることがあります。この場合、使用の方法若しくは経路の制限等を指示することもあります。この命令又は指示に従わない場合は、50 万円以下の罰金が科せられます。また、この命令又は指示に従わない場合には、当該自動車の使用を停止することがあり、これに違反した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

（2）不正改造に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条の 2）

自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等により、保安基準に適合しない状態にある自動車を不正改造車と呼びます。

- ① 地方運輸局長は不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることがあります。
- ② ①の命令を発令したときは、当該自動車に整備命令標章を貼付します。
- ③ 整備命令が取り消されるまでは②の整備命令標章を剥がしてはいけません。
- ④ ①の整備命令を発令された使用者は、15 日以内に必要な整備を行い、当該自動車及び自動車検査証を地方運輸局長に提示しなければなりません。
- ⑤ 自動車の使用者が①の命令又は指示に従わない場合は、③又は④の規定に違反したときは、一定の期間当該自動車の使用を停止することがあります。
- ⑥ ⑤の使用停止期間が満了した後でも、当該自動車が保安基準に適合していなければ、当該自動車を引き続き使用できません。

なお、①の整備命令違反及び④の現車提示違反については、50 万円以下の罰金が科せられ、⑤及び⑥の使用停止違反については、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

(2) 自動車点検整備推進運動

自動車点検整備推進運動

あなたと社会の未来が変わる！

点検整備の 大事なコト

安全と環境保全には、点検・整備が必要です



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシのデザイン等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com



▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会	一般社団法人 全国自家用自動車協会	全国石油商業組合連合会	一般社団法人 日本自動車部品工業会	日本自動車車体整備協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車工業会	公益社団法人 日本バス協会	一般財団法人 自動車検査登録情報協会	全日本自動車部品卸協同組合	一般社団法人 日本自動車車体工業会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	公益社団法人 全日本トラック協会	公益財団法人 日本自動車教育振興財団	全国自動車部品整備工組合連合会	全国タイヤ商工協同組合連合会
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	一般社団法人 日本損害保険協会	一般社団法人 自動車用品小売業協会	全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会	一般社団法人 全国レンタカー協会	全国共済農業協同組合連合会	一般社団法人 電池工業会	一般社団法人 日本自動車部品協会
日本自動車輸入組合	一般社団法人 日本自動車タイヤ協会	全国労働者共済生活協同組合連合会	全国ディーゼルポンプ振興会連合会	全国オートバイ協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車連盟（順不同）				

大型自動車（事業用・自家用）に乗られる皆さんへ

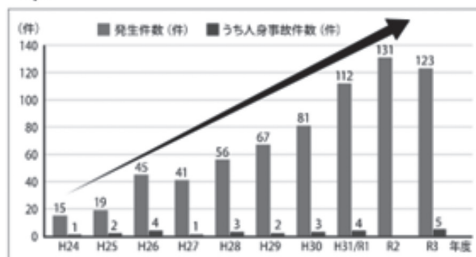
重大事故を防ぐため、 適切な点検整備の実施を！

大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。

日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成に、ご協力をお願いいたします。

大型自動車の車輪脱落事故

！ 事故件数は、近年増加



！ 歩行者にぶつかれば 大事故になりかねません



車輪脱落事故啓発動画より（R2. 国交省作成）



車輪脱落のことが
詳しくわかります



動画 URL

以下に特にご留意を！
※ISO規格の例のみを示しています

日常点検時

● 増し締め

きちんと締め付けを行っても、走行すると必ず緩みが発生します（初期なじみといいます）。50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めを。



● ゆるみの確認

いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検

○ 点検ハンマ



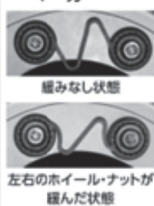
ナットが締る方向に叩く

目視点検

○ マーキング



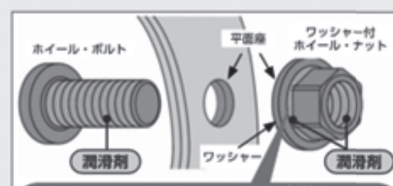
○ ホイールナットマーカー



車輪脱着時

● 清掃・潤滑剤の塗布

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所に潤滑剤（エンジンオイル等）を薄くぬってください。



ナットとワッシャーの間（摺動部）に、潤滑剤を忘れず塗ってください！

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を！

車両火災 事故



! 事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

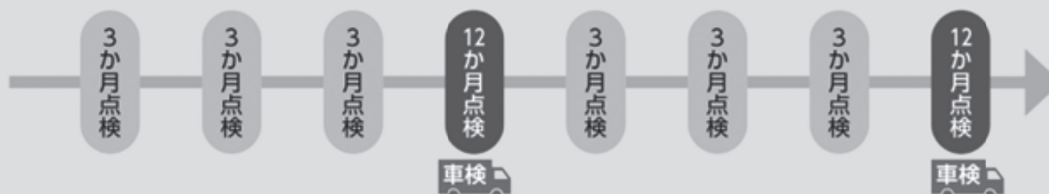
車両火災のことが詳しくわかります

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-3/>



異常箇所	症 状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準（令和2年3月時点）

① 日常点検の未実施

<初違反>：警告 ～ 5日 × 違反台数
<再違反>：3日 ～ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反>：警告 ～ 10日 × 違反台数
<再違反>：5日 ～ 20日 × 違反台数

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車修理 一般社団法人 全国自動車用品協会 公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会
一般社団法人 自動車検査整備振興会 公益社団法人 日本自動車教育振興財団 一般社団法人 日本調剤協会 全国共同農業協同組合連合会 全国消費者生活協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸売商組合 全国自動車部品整備工組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ販売組合連合会 日本自動車部品整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ加工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会（協不別）



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

www.tenken-seibi.com

(3) 情報を取得するための方法に関すること

関係機関のホームページを紹介します。



○国土交通省 自動車局

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

国土交通省 自動車総合安全情報

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>



○関東運輸局 事業用自動車の安全と環境

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/anzen-kankyo.html

○関東運輸局 事業用自動車安全情報

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/index.html



○環境省 自動車排出ガス等関連

自動車排出ガス規制や自動車NO_x・PM法、低公害車の普及などの取組を紹介

<https://www.env.go.jp/air/car/index.html>

自動車点検整備推進協議会「点検整備ドットコム」

<http://www.tenken-seibi.com>



○一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

<https://www.jaspa.or.jp>

○一般社団法人日本自動車工業会

<https://www.jama.or.jp>



○一般社団法人日本自動車タイヤ協会

<https://www.jatma.or.jp>